

平成 28 年 2 月 22 日

ご投資家の皆様へ

野村アセットマネジメント株式会社

「第 3 回 公社債投資信託」の目標分配額について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素は弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

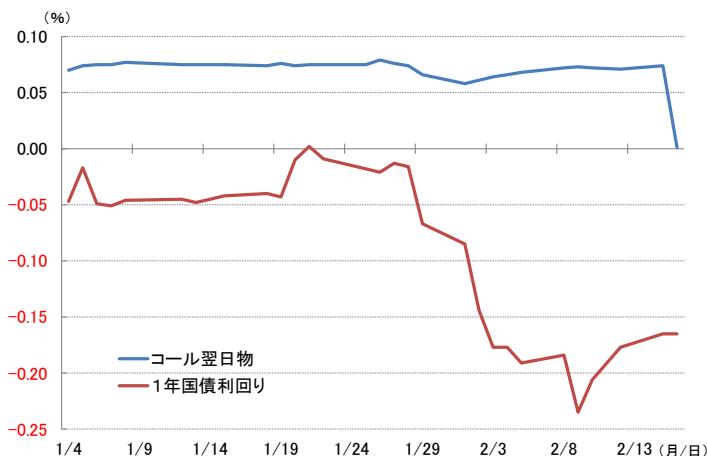
弊社が運用する「第 3 回 公社債投資信託」(以下、ファンド)の第 56 期(平成 28 年 3 月 23 日～平成 29 年 3 月 21 日)の目標分配額は、現在「1 万口あたり 3 円程度」としております。

当目標分配額は決定時点(平成 28 年 1 月 22 日時点)の市場金利(政策金利、円短期金利、公社債利回り等)やファンドが投資する公社債等の価格に大きな変動がないことを前提としており、市場環境の変化によって実際の分配金額は目標分配額に対して上下します。

日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表以降、市場金利は全般的に低下しており、金利変動リスクが増しております。目論見書において「金利変動による再投資リスク」としてご案内しておりますが、組入れていた公社債の償還金等をファンドが再投資する際に、市場金利が低下していた場合は、再投資によるインカム収入低下により、実際の分配金額が目標分配額に対して下回る要因となります。

ファンドは目標分配額の実現を目指して運用を行ないますが、ご投資家の皆様におかれましては分配金額が目標分配額通りとならない可能性について改めてご留意くださいますようお願い申し上げます。何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

≪日本の市場金利の推移(期間:2016 年 1 月 4 日～2016 年 2 月 16 日)≫



(出所) ブルームバーグデータを基に野村アセットマネジメント作成

謹白

【ファンドの特色】

- 円建ての公社債(国債、政府保証債、地方債、金融債、事業債等)を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して安定運用を行ないます。また、各前期末までに金利水準、想定されるポートフォリオのインカム収入等を基に各期の目標分配額を定め、その目標分配額の実現を目指して運用を行なうことを基本とします。
- 公社債への投資にあたっては、A.金利動向分析、B.市況動向分析、C.クレジット分析(発行体の信用状況等の分析)等に基づき、また、ファンドの資金動向、各期の目標分配額等を勘案し、投資を行なう公社債の種別、銘柄、年限等を決定することを基本とします。
- 期中、投資環境の変化に対応するために、投資銘柄の見直し、デュレーションの変更等、ポートフォリオの調整を行なう場合は、決算時の元本の安定性に最大限配慮しつつ、各期の目標分配額の実現を目指して行なうことを基本とします。
- 投資を行なう公社債の格付は、取得時において、BBB格相当以上の格付(投資適格格付)を有しているか、格付のない場合は同等の格付を有すると判断されるものに限ります。

上記の格付制限等については、投資環境の変化等に応じて弾力的に見直す場合があります。

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。
- 原則、毎年3月19日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。原則として、純資産総額が元本の額(1万口あたり1万円)を超過する額の全額を分配金に充当します。純資産総額が元本の額を下回った場合、分配を行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

【投資リスク】

ファンドは、債券等を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

【お申込みメモ】

- 信託期間 無期限(昭和36年3月24日設定)
- 決算日および 収益分配 年1回の決算時(原則3月19日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
- お申込期間 平成28年2月22日～平成28年3月22日
※ファンドは年1回、申込期間(原則として毎年、設定月の前月の20日から設定月の19日までの約1ヶ月間程度)を設けて募集を行ないます。
- ご購入価額 買付約定日(ファンドの決算日)の基準価額
追加設定は、年1回の決算日を買付約定日とし、その翌営業日に行ないます。
- ご購入単位 一般コース:1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)
自動けいぞく投資コース:5,000円以上1円単位
※お取扱いコース、ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
- ご換金価額 ご換金申込日の基準価額
個人の場合、原則として分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額に対して課税されます。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。
- 課税関係

【当ファンドに係る費用】

(2016年2月現在)

| | |
|--------------------|---|
| ◆ご購入時手数料 | ありません。 |
| ◆運用管理費用 (信託報酬) | ファンドの元本に対して年0.75%以内(平成28年3月23日以降適用される信託報酬率は年0.018%)の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。 |
| ◆ご換金時手数料 | ファンド購入時期により、<別表>の手数料をご換金時にご負担いただきます。 |
| ◆その他の費用 ・手数料 | 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに関する租税等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 |
| ◆信託財産留保額 (ご換金時) | ありません。 |

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができます。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

| 別表 | ファンドの購入時期 | 1万口あたり換金手数料 |
|------------------------|-----------|-----------------------------|
| 昭和37年4月20日以前 | | 27円(税抜 25円) |
| 昭和37年4月21日～平成13年3月21日 | | 108円(税抜 100円) |
| 平成13年3月22日～平成14年3月20日 | | 27円(税抜 25円) |
| 平成14年3月21日～平成28年3月(今回) | | 2.16円(税抜 2円) ^(注) |

(注)平成14年3月21日以降の購入分につきましては、1万口あたり108円(税抜100円)以内としております。

【ご留意事項】

- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。

■設定・運用は

野村アセットマネジメント

商 号:野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号

加入協会:一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は、ファンドに関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、債券等の値動きのある有価証券等に投資します(また、外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)。ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

第3回 公社債投資信託

お申込みは

| 金融商品取引業者等の名称 | 登録番号 | 加入協会 | | | |
|-----------------------|---------------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|
| | | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社福井銀行 | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第2号 | ○ | | ○ | |
| スルガ銀行株式会社 | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第8号 | ○ | | | |
| 株式会社大垣共立銀行 | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第3号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社十六銀行 | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第7号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社池田泉州銀行 | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第6号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社百十四銀行 | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社福岡銀行 | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第7号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社親和銀行 | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第3号 | ○ | | | |
| 株式会社鹿児島銀行 | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第2号 | ○ | | | |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第6号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社トマト銀行 | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号 | ○ | | | |
| 株式会社熊本銀行 | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第6号 | ○ | | | |
| 株式会社宮崎太陽銀行 | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第10号 | ○ | | | |
| いちよし証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号 | ○ | ○ | | |
| エース証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号 | ○ | | | |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | | ○ | ○ |
| 極東証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号 | ○ | | | ○ |
| あかつき証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号 | ○ | | ○ | |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号 | ○ | | ○ | |
| 莊内証券株式会社 | 金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第1号 | ○ | | | |
| 高木証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号 | ○ | | | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | ○ | ○ | |
| 野村證券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 丸三証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第167号 | ○ | | | |
| 丸八証券株式会社 | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第20号 | ○ | | | |
| SMBCフレンド証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第40号 | ○ | | | ○ |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号 | ○ | ○ | ○ | ○ |

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。